

最初に、議席4番、櫻井実君。

〔4番 櫻井 実君登壇〕

○4番（櫻井 実君） 4番の櫻井議員です。傍聴者の皆様には、本日は早朝より、梅雨に入った貴重なこの時間を割いて議会に運んでいただき、まことにありがとうございます。

議長の許可を得ましたので、災害対策、職員の定年退職者再雇用についての2項目について質問をさせていただきます。執行部には誠意のある回答をお願いします。

まず初めに、最近私が感じていることについてお話をさせていただきます。最近政治家のモラルの低下について私は感じております。国会議員の不倫辞職、知事の政治献金疑惑、国会議員の政務活動費の不正使用、市議会議員の青少年育成条例違反、また町議会議員の薬物使用等、ことしに入りいろいろさまざまな事件が報道されております。有権者の支持を得て選挙で当選しながら、何を考えているのかわかりません。有権者に対する背任行為であり、同じ職務に携わる者として、遵法精神の欠如による不法、不当な行為に憤りを感じております。私は議会議員としてある前に、一社会人です。私にも食欲、金銭欲、物欲、名誉欲、性欲、さまざまな欲望があります。しかし、欲望のままに生きているわけではありません。合法的あるいは倫理的に、他人から後ろ指を指されないよう、無意識のうちに判断しているような気がします。それは、私たち日本人の生活の中にある儒教の精神が根強く残っているからではないかと思えます。

儒教の根本的な考え方は仁義礼智信に集約され、特に仁においては思いやりのことであり、この思いやりの精神に基づいて、古くから私たちは道徳を教わってきたと言われております。それは意図的にする部分もあるかもしれませんが、大抵は、日本人なら生まれながらにして持っている気質そのものだと思っております。そして、物事には、やっていけないことの限界点、コモンミニマムがあります。この、やっていけないことはやらない、この強い意志と議員としての矜持、誇りを持って襟を正し、脇を締め、任期満了までのこれからの1年間、崇高な使命のある議会議員としての職務に邁進したいと思っております。

ちょっと私の所見を先に述べさせていただきます、申しわけございません。それでは、本題のほうに入ります。

さて、本年4月に発生した熊本地震に際し亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。熊本地震では震度7の地震が2度も発生し、49名の方が亡くなられ、熊本城の石垣や国道の橋が壊れたり、倒壊家屋については全壊家屋が7,000件、半壊家屋も2万件を超えるという、阪神大震災を思えるような甚大な被害が発生しております。また、農作物や家畜においても甚大な被害が発生しています。昨夜、熊本の知事のところに電話をしたところ、まだ余震が続いているということで不安を漏らしておりました。発災当時は約2万人の方が避難生活をされていましたが、現在も約7,000人の方が自宅損壊のために戻れずに避難所生活をされているとのこと。発災当時は自宅の自家用車の中で避難生活をされている方もいましたが、多くの方は避難所になっている学校の体育館等に避難されていたようです。生活再建にはまだまだ多くの時間と支援

が必要となることと思います。

災害は地震だけではありません。フランスでは5月下旬から記録的な豪雨により、セーヌ川の洪水が発生しております。エルニーニョ現象による風水害など、自然災害はいつ、どこで発生するか、誰にもわかりません。そこで、最初に災害対策について、避難所に関する事項についてお伺いいたします。

避難所は避難者の避難先としての本来の役割のほかに、避難者はもちろんのこと、避難所に避難されなかった被災者も、食料、日用品等の物資、防疫用品、薬剤、土のうなどの受領や情報発進の拠点になるものと思います。そこで第1点目は、本年度の新規事業で避難所対策の一環として各小学校に設置する防災倉庫についてお伺いいたします。この防災倉庫につきましては、私が議員に初当選させていただいたときに最初に質問させていただいた事項です。本町役場の倉庫に、毛布、糧食等の防災資材を一括して保管しているとの回答でございました。私は、業務の効率性を考えれば、各避難所に防災資材を保管すべきと提案しましたが、今年度防災用の倉庫を設置していただくことになりましたことは一歩前進したものと感謝申し上げます。

そこで質問ですが、倉庫はコンテナと思います。防災倉庫内の防災資材の入り組み保管品については、どのようなものをどれくらいの期間をかけて調達しようと計画されているのかお伺いいたします。

第2点目は、避難者用のトイレについてお伺いします。避難所におけるトイレは大きな課題の一つです。避難所は発災当時、体育館という大きな部屋で、間仕切りもなく、風呂に入ることもできずに、食事も休憩も睡眠も、大人も子供も、また男性も女性も、つまり老若男女は、なれない環境の中で集団生活をしなければなりません。避難生活は自宅の生活と異なり、プライバシーが保てない状況での集団生活はせいぜい1週間ぐらいが限度かと思いません。

このような環境の中で、避難所におけるトイレは大切な準備事項の一つです。熊本地震においても、トイレが少ない、トイレのにおいが気になる等からトイレに行くことを我慢しようと水分の補給を控えたことから、脱水症状を起こしてしまったというような報道もありました。昨日の町政報告で、学校のトイレを洋式に見直すというお話もありましたが、避難所となる学校のトイレだけでは不十分だと思います。トイレについてどのような対策を考えているのか、お伺いいたします。

第3点は、防災リーダーの養成についてお伺いいたします。近い将来発生が懸念される南海トラフ大地震、都市直下型地震、あるいは利根川の堤防の決壊などの巨大災害に立ち向かうべく、災害に強い地域をつくるためには、国や行政に頼ることばかりでなく、町民みずからが地震と周辺地域の人たちの命や生活を守ることができるように、平時から災害対応能力を高めていく必要があると思います。防災リーダーは自主防災組織の中で被害者情報収集の指示、被害者状況の把握、あるいは防災組織としての活動内容の指示、消防団、ボランティアとの連携、あるいは復興のため、地域の意見集約や合意形成を図る等重要な役割を有

しています。防災リーダーはさまざまな災害対策の知識を有し、地域住民の安全確保や復興活動を効率的に実施するために指示を出すリーダーシップが求められます。本町は防災リーダーの育成をどのように考えているのかお伺いいたします。

続いて、2項目の定年延長者の再任用についてお伺いします。再任用制度は、定年制度の導入に際し、定年により退職した者等について、その者の能力及び経験を引き出し、活用することは、公務の効率的運用を確保する上で特に必要があると認められた場合もあると考えることから、そのような場合に限り、特例的に定年年齢を超えて改めて採用することができることとされていました。新制度は、年金制度の改正により、満額年金の支給開始年齢が平成13年以降段階的に引き上げられていることになった改正に合わせ、60歳代前半の生活の雇用と年金の連携により支えることができるようにしていくという目的と、退職者が長年培った知識、技能、豊富な経験を有効的に活用するように、意欲と能力を有する定年退職者を65歳まで在職可能にするという新制度の趣旨であります。そこで、本町の再任用者の補職の考え方についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（倉持 功君） ただいまの防災対策についての質問に対する答弁を求めます。
総務部長。

〔総務部長 佐藤友久君登壇〕

○総務部長（佐藤友久君） 改めまして、おはようございます。櫻井議員の1項目め、防災対策についての避難対策についてとのご質問にお答えいたします。

まず初めに、各小学校に防災倉庫の設置をするが、入り込み品の調達の計画はどのようになっているのかにお答えいたします。今年度、事業の避難所対策の一環として、各小学校5カ所に防災倉庫の設置を進めております。災害備品につきましては、町長がかわり、毎年度可能な限り定期的に購入をしており、昨年度はゴムボート3隻、ライフジャケット85着、避難食として食缶ペーカリー等約500食分を購入し、今年度においても予算を計上しておりますので、順次追加購入する予定となっております。また、飲料水等につきましては、備蓄品5,500本を含め、災害応援協定により提供いただけることとなっております。また、現在広域避難計画を策定中ではありますが、この中で、例えば境小学校にはどこの地区の何名が避難するとか、長田小学校には何名というように避難計画ができましたら、避難所の規模や人数に合わせて災害時備蓄品についても準備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、各小学校のトイレのみでは足りないと思われる。対策はどのように検討しているのかについてお答えいたします。学校を避難所として開設した場合、トイレはプライバシーの問題や障害者の方などさまざまな状況を考え、設置することが好ましいと考えております。今年度各小学校に防災倉庫を設置するに当たり、5月31日に各避難所に防災備蓄倉庫を設置している北茨城市を視察してまいりました。この備蓄倉庫は、災害が発生した場合に災害備蓄品等が避難所で使用されることにより中があきますので、4隅を利用し、床下にタンク

を埋め込むなど、4カ所がトイレとして使用できるようになっておりました。こうしたものを参考に、設置に向け準備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、自主防災組織のリーダーの養成はどのように考えているのかについてお答えいたします。災害が発生した場合、町を初め各防災関係機関は全力を挙げて防災活動を行います。建物の倒壊や道路損壊等による通行障害等が起こっているという状況では、防災関係機関の活動がおくれたり阻害されることが予想されております。このような事態においても、災害による被害を防止し、軽減するために、住民の自主的な活動、すなわち住民みずからが出火防止、初期消火、被災者の救出救援、避難誘導等を行うことができる体制を整備することが重要です。自分たちの地域は自分たちで守るという防災意識を持ち、災害発生時には地域の人々が互いに協力し合い、行動できる自主防災組織のリーダー育成が必要であり、過去にも群馬大学の首都圏防災研究センターの片田教授をお招きし、防災リーダー研修会等を行ってまいりましたが、まずは住民意識の高揚を図り、災害に対する知識を高めていただくことが必要であると考えております。これまでも利根川沿線の行政区や各種団体、学校など多くの方々を対象に防災講演会や防災訓練等を実施し、意識の高揚に努めてまいりましたが、今後におきましてもこうした研修会等を行いながら、あわせて龍ヶ崎市が実施し、常総市においても実施予定の防災士取得に係る費用の助成制度なども検討しながら防災リーダーの育成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

櫻井実君。

○4番（櫻井 実君） 答弁ありがとうございました。まだ広域防災計画の策定、そういったものはまだ進んで、これからということで、具体的な数量、そういったものはまだこれからはというふうなふうに理解いたしました。ただ、防災品の毛布とか糧食だけでなく、円匙とかつるはし、そういった災害活動あるいは救急品、担架、そういったものについてもひとつよろしく検討のほうお願いしたいと思っております。

また、こういったものが今度倉庫としてできるわけですけれども、まだまだ入り組み品等はこれからですけれども、そういったものを地域住民の方にどうやってこういったものがあることに対するの周知徹底、こういったものを考えているのかお願いいたします。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

参事兼防災安全課長。

○参事兼防災安全課長（野村静喜君） 皆さん、おはようございます。櫻井議員の再質問にお答えをしたいと思います。

防災備蓄品等、また防災倉庫でございますが、先ほど部長の答弁にございましたように、今年度計画をしております。また、避難計画等についても現在実施しているところでございますので、こうした計画等が進み次第、順次規模に合わせて備品等も用意していきたいと思っておりますが、こうしたことが進みましましたときには、広報紙なりを使って、住民、また皆

さん方にお知らせをしていきたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思
います。

○議長（倉持 功君） それでは、補足として、町長、橋本正裕君。

今執行部のほうから資料を配りたいということがありましたので、許しますので、資料を
配っていただきたいと思います。

〔資料配付〕

○町長（橋本正裕君） 皆さん、改めましておはようございます。傍聴の皆様方にはご苦勞
さまでございます。

先ほどの櫻井議員の質問の……櫻井議員にまず配ってあげてくれる。やはり水害もそう
ですし地震もそうですけれども、災害はいつやってくるかわからないわけですね。ですので、
今町として取り組むべき課題は、早急にこの排水対策、そしてこの避難計画を取りまとめて、
そしてそれを住民に周知徹底をしていく。そして、ここにも書いてありますけれども、地道
な活動。何も無いときこそ地道な活動をして、防災訓練など、それをやって皆さんに周知を
していただく、これしかないというふうに思っております。やはり広報では、まいたけで
は伝わらない、そういったこともございます。新潟県でよく災害に遭っている見附市とい
うところがございます。この市は4万人ほどの市であります。しかし、毎年防災訓練をや
っております、13年たった今でも、ことしは1万5,000人の方が参加したそうです。4万人
のうち1万5,000人が防災訓練に参加をする、そんな自治体はどこを見てもないと思っ
ております。ですので、我々もそういった先進事例、やはり先輩たちに学んで、どうい
うふうにすれば皆さんにそれだけ参加していただけるのか、そしてどうい
うふうにすれば皆さんにそういう防災意識を持っていただけるか、そういったことを念頭
に置いて、ぜひ見附市も行って研修もしながら、そういったことを境町に落とし込んで
いきたいというか、住民の皆さんとともにそういう災害対策をやっていきたく
いという思いでありますので、よろしくお願
い申し上げます、答弁にかえさせていただきますと思
います。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対して、質問はございますか。

櫻井実君。

○4番（櫻井 実君） 町長の力強い答弁を心強く感じました。ぜひ実現するよう、境町が
常に安全な町だということで、住みやすい町だということで選んでいただけるようなそ
ういった対策、こういったものについてよろしくお願
いしたいと思
います。

そこで、防災品ではないのですが、防災活動に使用する可能性のあるAEDにつ
いてちょっとご質問させていただきます。まず、このAEDについては、境町の中にはど
んなところに設置されているのか、こういったものを掌握されていたらお願
いします。

また、そういったものについて、私はハザードマップをつくっておりますけれども、た
だこの地図だけに、どこまでは水害行きますよというだけではもったいないので、そ
うい
ったところにプロットする、あるいはそれを使うことによって、見るこ
とによって、この間の
サッカー場での倒れて亡くなったような方とか、よそのところでござ
いましたけれども、そ

ういったことでどこに行けばAEDがあるのだというのがわかるような、そういった付加価値のあるような防災マップをつくっていただきたいと思うのですけれども、町の考え方についてお伺いいたします。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

参事兼防災安全課長。

○参事兼防災安全課長（野村静喜君） 櫻井議員さんのご質問にお答えをいたします。

AEDでございますが、現在境町に31カ所設置してございます。場所につきましては、各小学校、また医療機関等々でございます。これにつきましては、茨城県のホームページにも掲載されているところでございます。

また、ご指摘の防災マップに掲載してはということでございますが、今現在圏央道が追加されたことによりまして、修正作業を行っているところでございます。こうしたこともありますので、掲載が可能かどうか今後検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉持 功君） 補足で、町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、櫻井議員さんのご質問に補足をさせていただきます。

ホームページでもこうやって31カ所ずっと出ているのですね。やはりホームページだけではわからないところもあると思っておりますし、もう一つもっと重要なことは、古河市が新たにハザードマップをつくり直しました。よく自治体は、ハザードマップを一回つくと、それから何年も同じハザードマップを使ってしまうのですね。これは民間ではそんなことないですよ。道路が変わったときとか、何かがあったときにはすぐにつくりかえて、住民の皆さんに新しいものをお配りするのですよね。これが僕は行政のよくないところだと思っていて、この間実は災害があったことを受けて、そのときに圏央道も入っていなかったのですね。古河市では今度、この間の9月の、昨年9月の発災を受けて、関東・東北豪雨を受けて、通れない道路は赤で、通れた道路は緑でつくり直したのですね。

それも参考に境町もすぐつくりかえるように指示を出したところでありますので、そこに実際に議員の皆様方で相談していただいて、AEDも必要だということならば据えようと思っておりますし、そこまでは要らないだろうということであれば、それは載せないですし、基本的にどういうところにAEDがあるかということ、役場とか各小学校、中学校、それと文化村公民館、ふれあいの里、勤労青少年ホーム、シンパシーホールですね、それから境警察署、境高校、境特別支援学校、それからJA関係と西南医療センターにあるわけですね。ですので、そういった公的機関には必ずあるということで、それを絵でやるのか、それとも公的機関にはありますよということでメッセージで伝えるのか、そういったこともぜひ議会の皆様方でも相談をいただいて、これは載せるべきだとか、載せないべきだとか、そういった提案もいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

櫻井実君。

○4番(櫻井 実君) 答弁に対する質問ではなくなってしまうのですが、このハザードマップについてのAEDの記載については、埼玉県の越谷市がやっているということで、ホームページのほうでちょっと確認をいたしました。やはり町長が言うておられるように、付加価値をつけるような、皆さんで考えて、そういったものがよければ、私はやったほうがいいと思いますし、コンビニ等もちょっと確認したのですけれども、24時間あいているから、そういうところであれば一番いいのだなと思ったのですけれども、どこのコンビニにも現在は設置されている状況ではありませんでした。

1回目の答弁をいただいたので、次のトイレについてのご質問でよろしいでしょうか。倉庫を改造して、隅にトイレをつくるということで、タンク式の4つぐらいはできるのかなというような感じがいたします。

私は先日下妻の砂沼公園にちょっと行ってきたのですけれども、そこでやはり防災用のトイレというものがあるので、ちょっと紹介させていただきます。これは防災用のトイレということで、砂沼公園は県の管理でしているものですから、県が設置している災害用のトイレです。これはマンホール型といいまして、ふだんはマンホールみたいに設置して、邪魔にはならないのですが、この中に、ここにありますような簡易の囲いあるいは便座、そういったものは、この中にふだんは収納されている。有事にはこれを取り出して、こういったトイレにできるということでございます。やはり人がたくさん避難されてきて、一番困るのはトイレかなと思うのです。この間北海道の七飯町で7歳の子供の大和君が1週間も山に遭難されていて、無事に助かっておりましたけれども、水があればどうにか生きられる。しかし、私たちが生活していて一番困るのはトイレだろうと。特に先ほどありましたように、障害者や女性の方、そういったものについての配慮、こういったものをふだんからできるものであればやっておく必要があるのではないかと思います。これは県の事業なので、県に補助金ないかと聞いたのですけれども、町長はないということなので、ふるさと納税でも何でも結構ですから、ひとつよろしく願いいたします。

それと、トイレは、これはタンク式なのですけれども、このほかに、下水に直接流せるようなトイレもあるということで、下水に直結してできるというのは、境小学校がこれは本下水になっておりますので、そこですと、その上にマンホールを置けば、このまま水洗的なように流すことができる。また、ほかのところは、小学校は農業集落排水を利用しておりますので、排水管がちょっと100ミリで小さいので、こういったものが設置できるかについてはちょっと検討が必要かなと思います。よろしく願いいたします。

続いて、防災リーダーについての質問でよろしいでしょうか。再質問でいいですか。

○議長(倉持 功君) トイレに関しては要望でよろしいですね。

○4番(櫻井 実君) 要望で結構です。

防災リーダーで、何回もこのことは私お尋ねしているつもりなのですが、やっぱり皆さん足踏みしてしまうのかなと思うのです。というのは、何をやっていいかわからない、どうしていいかわからないというのが一番根本的な原因かなと思うのですが、私は防災リ

リーダーは行政区の区長さんにやってもらうのが一番いいのだろうなと思っています。区長さんだってそれだけの知識があるかという、やはり防災についての知識って何もないわけです。

その対策をどうするかということなのですが、防災士という制度があるわけですね。国家試験ではないのですが、NPOの防災士機構が認定する資格なのですが、これは全国に約11万人の方がこの防災士の資格を持っておられる。茨城県内でも2,300の方が防災士の資格を持っておられるそうです。年に1回こういった防災士の講習があるのですが、自主防災活動、風水害対策、地震対策、救命講習等のカリキュラムがこれには含まれていて、4日間の講習を受けますと、この認定試験が受けられるということだそうです。茨城県の防災大学では年間で200名ほど募集されているということで、この受講料については無料ということで、そういった区長さんが上降する前、あるいは区長さんが負担になるのであれば、その区長さんが下降した1年間あるいは2年間そういったリーダーでもやっていただければ一番いいのかなというような感じはいたしました。とりあえず、誰がやっていただくというよりも、この防災リーダーの養成についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、橋本正裕君。

〔町長 橋本正裕君登壇〕

○町長（橋本正裕君） それでは、櫻井議員さんのご質問にお答えをします。

防災組織のリーダーの養成ということで防災士の件について聞かれましたけれども、先ほどの答弁でもありましたけれども、常総市は今回の議会に提案をしておりますけれども、全市民が防災士を取得したときに、その助成金を出すと。これは龍ヶ崎でもやられていることなのですが、僕らも、これは最近の新聞でよく取り上げられていた記事でありますけれども、これはいいなと思って、ぜひ防災士は区長さんというのではなく、やはり多く、より多くしてもらったほうがいいというふうに思っておりますので、こういった制度もぜひ議会の皆さんと協議しながら、防災士の取得増に向けてやっていきたいというふうには考えております。

それと、例えば、これはきのうも水害サミットに出て、鯖江市の例なんかで言うと、その防災士をどういうふうにつくっていったらいい、どういうふうに広げていったらいい、なおかつ職員のうち、例えば30名を防災士をとらせて、それで組織をすとか、そういったことをやられているのです。ですので、しっかりそういったことも今後やっていかななくてはならない事業ではないかなというふうに考えております。

そして、もう一つ重要なことは、我々関東・東北豪雨でもそうでしたけれども、役場の職員並びにお手伝いをいただいたのは消防団の皆さんでございました。消防団は、我々のような河川を抱えている自治体の場合、本当は最初は水防団で出なくてはならないのです。利根川の水防をしなくてはならない。でも、今回の水害のときには、水防のほうには手が回ら

ず、消防団としてまちなかの水害のほうの交通誘導だとか、安否確認とかをしていただいたのですね。ですので、やはり水防の役割と、それから消防団の役割、こういったものの明確化というものも今後していかなければならない課題だというふうに捉えておりますので、この辺もあわせて検討していきたいということで答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

櫻井実君。

○4番（櫻井 実君） 質問ではないのですが、先ほど町長が答弁されましたように、常総市もそういった補助を出すということですが、茨城県内にはほかに笠間市、神栖市、古河市、守谷市、龍ヶ崎市、そういったものがそういった助成、一部助成、全部助成をやっているそうです。受講料、教範類が大体3,000円ということで、3,000円ぐらいは助成してくれるようなことをすれば、ちょっと皆さん受験者もふえてくるのかなと、こんな気がいたします。

防災についての質問は以上で終わります。

○議長（倉持 功君） これで防災対策についての質問を終わります。

次に、再任用制度についての質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐藤友久君登壇〕

○総務部長（佐藤友久君） それでは、2項目め、再任用制度についての定年退職者の補職はどのような考えで実施しているのかについてとのご質問にお答えいたします。

境町では、退職後の職員の生活を雇用と年金の連携で支えるとともに、職員が養ってきた多様な専門的知識や経験を積極的に活用するため、定年退職者等のうち、意欲と能力のある職員を再任用してまいりました。平成28年度につきましては、ことし3月に定年を迎えた職員のうち3名を新たに再任用し、任期を更新した者を含め、6名の職員を再任用しております。そのうち部長級が2名、課長級が1名、主幹級が3名となっており、部長級の1名はさしま環境管理事務組合への派遣となっております。

補職の考え方とのご質問でございますが、地方創生の時代を迎え、地方の自立が求められる中、職員一人一人の業務は拡大する一方で、より専門性の高い職員の育成が必要となっております。こうした中、高い知見と豊かな行政経験を持った再任用職員の能力を最大限活用するため、その職員が最も能力を発揮できる職、部署に配属させているところでございます。

なお、浦安市においては、今年度から再任用を実質定年制の延長と捉え、管理職6人を現職のときと同じ役職で再任用しているとのことでございます。また、茨城県警察本部におきましても、ベテラン警察官の豊富な知識と技能を若い世代に引き継ぐため、原則、現職のときと同じ職に再任用していると聞いております。

境町では再任用職員の知見を有効に活用し、町の発展につなげてまいりたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

櫻井実君。

○4番(櫻井 実君) 少ない町の職員の方の人事でやりくりすることは非常に大変なことなのだと思います。ただ、私はその年、その年によって、このポストのところに再任用の方をどうぞ、あるいはこっちのところをどうぞというよりも、ある程度ポストというものを決めて、ここは専門職の再任用のポストですと。例えば、総務課のこの位置は再任用の方のポストですよ、あるいは、福祉部のこのポストは再任用の方ですよ、そういったところを決めておいて、それでこの任用制度によって、定年になられた方に募集をして、そこでいいというようなことであればそこに入れていただくというのが一番いい方法なのかなと思うのですけれども、そういったポストをあらかじめ定めて運用するというような考え方は町にはないのでしょうか、お願いします。

○議長(倉持 功君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、橋本正裕君。

○町長(橋本正裕君) それでは、櫻井議員さんのご質問にお答えします。

検討したいと言いたいところではございますが、やはり固定をしてしまうと、そのときに適材適任、そして適所というわけにはいかなくなってしまうわけですね。例えば、再任用の方で6人いたとして、でもその中で3名しか再任用をやりたいという人はいなかったと。その中に、例えば福祉の方がいなかった。そのときに、福祉ができるかといったときに、できないわけですよ。実際ね。満遍なく知っているはずだと言われても、やはり福祉というのはすごく深い問題でございますし、住民に直結するところなものですから、やはり一番法律も知っている、そして住民の方も知っている、そういった方にやっていかななくてはならないときに、ポストをもう決めていたのでは、やはりそれは逆にサービスの低下につながる部分もあるというふうに考えておりますので、やはりそのとき、そのときで人材をしっかり把握して、我々は登用していきたいというふうに思っております。

ただ、一つ、この再任用制度を少し説明させていただきますと、これは国の制度で、実際に定年延長ともとられる制度なのです。例えば、今62歳まで、3歳、定年、再任用の。

〔「65です」と言う者あり〕

○町長(橋本正裕君) 5まで雇用しなくてはならないの。

〔「ええ、希望で」と言う者あり〕

○町長(橋本正裕君) 希望があれば。

〔「そういうことです」と言う者あり〕

○町長(橋本正裕君) ということなのです。希望があれば。希望があつて、僕らが、あ、この人はあれだから、やめてもらいたいと思つても、それをやったら弁護士に訴えられて、僕らは負けてしまうのです。ということはどういうことかといつたら、再任用をしたいと言われたら、その方をもう雇わなければならないのです。これが一つの課題。

そして、もう一つは、この再任用制度というのは、年金の受給資格が後になったことによって始まったのですけれども、本当は国のほうで定年延長というのをちゃんとやらなければ

ばだめですね。定年延長制をしっかりとやっていただければわかりやすいのに、それをやらずに、再任用制度という曖昧な制度でやってしまっているのです、やはり我々自治体は国に要望していくのは、定年を延長するなら延長する。再任用とかではなく、だって、やめられないわけですから、再任用でやりたいと言われたら、僕ら「だめ」と言えないわけですから。ですから、やっぱりそういう定年延長というものをきっちりと制度化していただくというのを国に要望していくということが我々の最大の責務なのではないのかなというふうに思っておりますので、実際にそういった先ほどの櫻井議員の質問に戻りますと、このポストはこうだというふうに決めるよりは、しっかりと見て、このポジションで一生懸命働いていただく。そして、雇用自体は同じ職でも大体4割ぐらい落ちますか、これは忍田さん。忍田さん再任用なものですから。4割ぐらい落ちますか。同じ職で4割ぐらい落ちてしまうのですよね。同じ職をやっているものですから、本当だったら合わないですよ。でも、それだけ一生懸命やっていただいている職員さんの力を引き出す、これも執行者の責務だというふうに思っておりますので、やはりそういったところはしっかり見ながら働いていただく、そういう職場づくりというものにも努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきたいと思います。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

櫻井実君。

○4番（櫻井 実君） まことに的確な町長の答弁に、非の打ちどころはないというふうに感じておりますが、やはり現職の職員の方が勤務しやすい環境、これが第一だと思うのです。定年になった方が第一ではないのですよ。現職にいる方、その方がいかに仕事ができるか、それをサポートするのが再任用の方々。だから、一番低くてもいいのです。主査でもいいですよ。そこでもって役場を支えていただく、そういったことが必要だと思うのです。だから、町長おっしゃられるように、適材適所、そういった運用も確かに必要かもしれませんが、ある程度こういったポストを決めておいて、そこで助言する、あるいは外側から応援するということが現職を支える意味では現職の方がやりやすいのではないかなというように感じました。いろいろ難しいということですが。

○議長（倉持 功君） それでは、ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、櫻井議員さんのご質問にお答えします。

櫻井議員さん、サポートする立場に置いたらいいのではないかと。それは昨年やってみたのです。昨年やってみたら、3名の方を専門職で雇わせていただきました。そしたら、逆にやりづらいと。先輩が補佐とかにいるわけですよ。逆にやりづらくて、逆に、ちょっと浮いてしまっているような感じになってしまったのです。ですので、ことしはやはりしっかりとそういう職を与えて、逆にサポートしていただく。ですので、先ほども忍田さんの名前を出して申しわけないですけども、非常に助かっています。僕がずばっと言うものですから、ずばっと言って、ずばっ「これ、やれ」とやるものですから、そこをささきと行って、

「町長はこういうことを言っているのだよ」とか、「こういうふうによれば大丈夫なのだよ」とサポートしていただいているものですから、非常にそういう意味で、今の形が僕は去年よりはいいなと思っています。

ですので、申しわけないですけれども、去年は専門職という立場を与えて、課長補佐ぐらいでやっていたのですけれども、非常にちょっとやりづらかったというような面もあったので、ことしはもうちょっとちゃんとした職にして、命令系統もしっかりさせてもらったものですから、その辺はご理解をいただければと思っております。例えば、職員から、いや、やりづらいよというならわかるのだけれども、そういう声は余り聞けなくて、去年のほうのがやりづらいという声が聞こえたものですから、その辺僕らも、先ほど言ったように、国の制度でいきなり与えられて、その中でしっかりやっていくという中で、検討しながらやっているものですから、昨年はそれでやってみました。ことしはそういう形でもう一回戻してやらせていただいておりますので、ご理解のほどいただければと思っております。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

櫻井実君。

○4番（櫻井 実君） 私はこの1項目だけしか質問事項を書いていなかったのですが、これに関連した質問ということになるのですが、先ほど、忍田さんのことを言うわけではないのですけれども、再任用で忍田さん採用されて、給料が4割もカットされている。責任は今までどおりだと。いや、本当にこれでは寿命が縮まってしまうのではないかと思うのですけれども、よく耐えられているなど、私は本当に感心するところなのですけれども、町長、どうなのですか。勤務延長制度というのが公務員にはございます。役場にも、町の条例にもありません。なぜこの制度を利用しないのでしょうか。

○議長（倉持 功君） 町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、櫻井議員さんのご質問にお答えをします。

やはり国の制度の中で、再任用というのをやりなさいというのが自治体においてきているわけですね。それに応えてやっているわけですね。ですので、僕らが求めているのは、やはり実質の本当の意味での定年の延長制度、そういったものを国がやはり公務員制度の中で制定をしていただく、これが一番だというふうに思っておりますので、先ほどの浦安市の例も出ました。浦安市も実質の定年延長と捉えて、ことしは6人を管理職でそのまま採用しているという話でしたが、やはりこの再任用制度というものに対してどういうふうに理解をし、そして国にどういう要望をしていくか、これがやはり自治体に向けられた責務だというふうに思っておりますので、この制度があるからそっちを使うのだではなく、この再任用制度をやはりどういうふうに変えたらいいか、そういったことを国に僕は求めているなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そして、もう一点、先ほどの例で、例えばお金をそのままにして雇う手段もあるのではないかという話ですよね。我々、例えば経営者からすれば、再任用制度を使えば、その部分安く働いていただけるものですから、やはり住民の皆さんとしても、同じ高い給料を払ってい

ただくよりは、僕らがお願いをして、今の部長職を、安い給料でもいいよ、やるよと、町のためだからと言っていただいたほうが我々もありがたいということで、そう使わせていただいているというか、お互いちゃんと話し合いをしてやっているものですから、その辺はご理解をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

櫻井実君。

○4番（櫻井 実君） 再雇用の制度は、今町長がおっしゃられたように、再任用制度と、それと勤務の延長、職の延長、そういった制度2つあるわけですがけれども、境町においては任用制度において対象者からご理解をいただいてやっているのだということで、承知いたしました。

余人をもってかえがたし。国家公務員においては、こういった勤務の延長という制度を利用しているのは事務次官とか局長クラスです。私は、その程度の能力のある方が忍田さんだと思っております。そういう意味では、そういった勤務の延長という制度でも私はいいのかなと思いましたが、ちょっと質問させていただきました。

時間がないので、もうちょっと聞きたかったのですがけれども、これで私の一般質問を終了いたします。

○議長（倉持 功君） これで櫻井実君の一般質問を終わります。